

多久市公の施設の使用料に係る減免基準に関する規則をここに公布する。

令和5年12月25日

多久市長 横尾 俊彦

多久市規則第38号

多久市公の施設の使用料に係る減免基準に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公の施設の使用料に係る減免の取扱いについて定めることを目的とする。

(使用料の減免)

第2条 公の施設の使用料に係る減免については、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

区分	軽減又は免除の割合
市（議会及び行政委員会を含む。）が主催する事業で使用する時。	全部
国又は他の地方公共団体が市民を対象とする事業で使用する時。	全部

市から事業の委託を受けたものが当該事業で使用するとき。	全部
指定管理者が実施する事業で使用するとき。	全部
市内の高等学校又は義務教育学校が教育活動で使用するとき。	全部
利用者の過半数が市内に住所を有する中学生以下の者であって、子どもの健全育成に係る事業で使用するとき。	全部
市が共催する事業で使用するとき。	2分の1
利用者の過半数が市内に住所を有する障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。）であって、障害者の社会参加の促進に係る事業で使用するとき。	2分の1
備考 使用料の2分の1を軽減する場合で、軽減後の使用料が100円に満たないときの使用料は、100円とする。	